

東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 9 号

東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則（平成 23 年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「別表第 1 第 1 項から第 2 項及び同表第 4 項から第 16 項」を「別表第 1 第 1 項から第 2 項及び同表第 4 項から第 20 項」に、「別表第 1 第 17 項」を「別表第 1 第 21 項」に改める。

別表第 1 第 17 項中「前 16 項」を「前 20 項」に改め、同項を同表第 21 項とし、同表第 16 項の次に、次の 4 項を加える。

別表第 1（第 2 条関係）

項	対 象 被 保 険 者	減免対象保険料	減免額
(17)	平成 28 年中に避難指示区域等の指定が解除された旧居住制限区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和 6 年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が 600 万円以下の世帯に属する者	令和 7 年度の保険料額のうち、令和 7 年 4 月分から令和 8 年 3 月分までに相当する額	半額

(18)	別表第1第20項に該当する者を除く帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、又は平成28年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除き、平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	令和7年度の保険料額のうち、令和7年4月分から令和8年3月分までに相当する額	全額
(19)	令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の高確法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	令和7年度の保険料額のうち、令和7年4月分から令和7年9月分までに相当する月割算定額	全額
(20)	令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の高確法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	令和7年度の保険料額のうち、令和7年4月分から令和7年9月分までに相当する月割算定額	全額

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。